

# 中国四国農政局

[報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[中国四国農政局について](#)[ホーム](#) > [食の安全と消費者の信頼確保](#) > [生産段階から消費段階にわたる安全性の確保](#) > [普通肥料の登録申請及び届出等について](#)

## 普通肥料の登録申請及び届出等について

### 登録の申請

普通肥料を業として生産（輸入）しようとする者は、銘柄ごとに、農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受けなければなりません（肥料の品質の確保等に関する法律（以下、「法」という。）第四条）。

また、普通肥料で公定規格が定められていないものを業として生産（輸入）しようとする者は、銘柄ごとに農林水産大臣の仮登録を受けなければなりません（法第五条）。

指定混合肥料を生産（輸入）しようとする者は、その事業を開始する一週間前までに農林水産大臣又は都道府県知事へ、(ア)氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）(イ)肥料の名称(ウ)生産業者にあっては生産する事業場の名称及び所在地(エ)保管する施設の所在地を届け出なければなりません（法第十六条の二）。

[登録申請手続きの流れ\(PDF：152KB\)](#) (FAMIC作成)

### 登録更新の申請及び届出

肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定に基づく肥料登録の有効期間の更新の申請を行う場合は、有効期間が終了する日の60日前から30日前までに申請してください。なお、1月15日あるいは16日付けの登録については、年末年始の休暇をはさみますので、前年の12月10日までに申請してください。

また、肥料登録申請書、肥料登録有効期間更新申請書に記載した内容に変更が生じた場合や、登録した肥料の生産・輸入をやめた場合なども、内容に応じ、申請や届出を行う必要があります。

### 申請及び届出の内容

#### 1 農林水産大臣に登録・仮登録した肥料に関する申請及び届出

登録・仮登録の有効期間の更新申請（申請書2部、更新手数料（収入印紙。貼らずに同封してください。）8,000円、旧登録証、返信用封筒（要切手貼付）を提出してください。） [様式第3号（第8条関係）\(WORD：17KB\)](#)

[記載例1（施行規則第4条第1項に該当する場合）\(WORD：51KB\)](#)

[記載例2（施行規則第4条第2項に該当する場合）\(WORD：51KB\)](#)

[記載例3（施行規則第4条第3項に該当する場合）\(WORD：48KB\)](#)

[登録事項変更 様式第4号（第10条関係）\(WORD：17KB\)](#)

[登録証の記載事項変更に係る書替交付の申請 様式第5号（第10条関係）\(WORD：19KB\)](#)

[地位の承継に係る書替交付の申請 様式第6号（第10条関係）\(WORD：25KB\)](#)

[登録証の滅失等に係る再交付の申請 様式第7号（第10条関係）\(WORD：18KB\)](#)

[普通肥料の名称変更に係る書替交付の申請 様式第8号（第10条関係）\(WORD：17KB\)](#)

[登録・仮登録の失効届 様式第8号の2（第10条の2関係）\(WORD：19KB\)](#)

[国内管理人に係る変更届 様式第17号（第28条関係）\(WORD：21KB\)](#)

## 2 指定混合肥料に関する届出

指定混合肥料の生産（輸入）業者届 [様式第8号の3（イ）（第10条の3関係）](#) (WORD：16KB)

指定混合肥料の生産（輸入）業者変更届 [様式第8号の3（ロ）（第10条の3関係）](#) (WORD：16KB)

指定混合肥料の生産（輸入）事業廃止届 [様式第8号の3（ハ）（第10条の3関係）](#) (WORD：16KB)

## 3 生産事業場の略称に関する届出

生産事業場に係る略称届 [様式第11号の2（イ）（第11条関係）](#) (WORD：16KB)

生産事業場に係る略称変更 [様式第11号の2（ロ）（第11条関係）](#) (WORD：16KB)

## 4 肥料の委託生産に係る肥料取締法上の取扱いについて

肥料の委託生産に係る肥料の品質の確保等に関する法律上の取扱いについて（通知）(PDF：97KB) （平成30年8月29日・30消安第2703号）

押印を求める手続等の見直しに伴う肥料関係通知の廃止又は一部改正について(PDF：314KB) （令和3年2月12日・2消安第4282号）

## 5 申請及び届出先

(1) 農林水産大臣あてに更新の申請する場合

本社の所在する都道府県を担当する地方農政局等

[北海道農政事務所](#)（北海道）

[東北農政局](#)（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

[関東農政局](#)（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

[北陸農政局](#)（新潟県、富山県、石川県、福井県）

[東海農政局](#)（岐阜県、愛知県、三重県）

[近畿農政局](#)（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

[中国四国農政局](#)（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

[九州農政局](#)（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

[沖縄総合事務局](#)（外部リンク）（沖縄県）

(2) 都道府県知事あてに更新の申請する場合

生産事業場の所在する都道府県

鳥取県 [生活環境部 暮らしの安心局 暮らしの安心推進課](#)（外部リンク）

島根県 [農林水産部 農畜産課 農畜政グループ](#)（外部リンク）

岡山県 [農林水産部 農産課 安全農業推進班](#)（外部リンク）

広島県 [農林水産部 農業技術課 農業生産管理グループ](#)（外部リンク）

山口県 [農林水産部 農業振興課 農業技術班](#)（外部リンク）

徳島県 [農林水産部 もうかるブランド推進課 安全安心農業担当](#)（外部リンク）

香川県 [農政水産部 農業経営課 環境・植物防疫グループ](#)（外部リンク）

愛媛県 [農林水産部 農業振興局 農産園芸課 環境農業係](#)（外部リンク）

高知県 [農業振興部 環境農業推進課 研究安全管理担当](#)（外部リンク）

## 6 肥料・土壌改良資材関係法令

[独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）](#)（外部リンク）

## 7 申請書宛名

大臣・副大臣・政務官（農林水産省へリンク）

### 肥料情報システムについて

農林水産大臣宛の申請・届出（登録申請など一部手続きを除く）は、オンラインで行うことができます。詳しくは農林水産省のウェブサイトをご覧ください。

[肥料登録システムを利用したオンライン申請等に係る手続きについて（農林水産省へリンク）](#)

### 【中国四国地域の申請及び届出先窓口】

届出先：中国四国農政局消費・安全部農産安全管理課

住所：〒700-8532

岡山市北区下石井1-4-1岡山第2合同庁舎

TEL：086-223-7673

FAX：086-224-7714

肥料更新申請等窓口アドレス：hiryou\_madokuchi.chushi※maff.go.jp

注）迷惑メール対策のため「@」を「※」と表記しています。送信の際には「@」に変更して下さい。

QRコードからメールアドレスが読み取れます。



### お問合せ先

消費・安全部 農産安全管理課  
代表：086-224-4511（内線2378）  
ダイヤルイン：086-223-7673  
FAX：086-224-7714

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省  
トップページへ

中国四国農政局

住所：〒700-8532 岡山市北区下石井1丁目4番1号  
電話：086-224-4511（代表）  
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)